

平成22年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成22年6月10日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（糸貫東幼稚園児の事故にかかる損害賠償）
- 日程第8 報告第5号 平成21年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第10 報告第7号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第11 報告第8号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第12 報告第9号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第13 報告第10号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第14 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 議案第32号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第33号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第34号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例について
- 日程第18 議案第35号 本巢市地区計画等の案の作成手続に関する条例について
- 日程第19 議案第36号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第37号 本巢市民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第38号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第22 議案第39号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第40号 平成22年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	坂井嘉徳
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人	議会書記	吉村太志

開会の宣告

○議長（遠山利美君）

ただいまから平成22年第2回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 高田文一君と7番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（遠山利美君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月1日までの22日間とし、6月11日から13日、15日から21日、24日から30日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から7月1日までの22日間とし、6月11日から13日、15日から21日、24日から30日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（遠山利美君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、出席しました会議等につきまして報告をさせていただきます。

3月29日に岐阜市役所で会期を1日として開催されました第1回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会についてを報告いたします。

本定例会に提案された議案は1件でありました。第1号議案は、平成22年度岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合一般会計予算について、予算総額、歳入歳出それぞれ1億2,599万3,000円と定めるものの提案があり、議案審議の結果、原案のとおり承認されました。また、この施設につきましては、本市からは利用者は現在のところ3名と聞いております。

次に、4月22日に静岡県沼津市で第93回東海市議会議長会定期総会が開催され、道下副議長と

出席しましたので、報告します。

初めに、永年在職議員表彰がありまして、283名の表彰者報告がありました。本巣市議会では、一般表彰15年以上で鶴飼静雄議員、10年以上で大西徳三郎議員が表彰されました。

続いて議事に入り、12件の議案が提出されました。

最初に、要望に関する議案が提案されました。第1号議案、義務づけ、格付の見直しについて三重県伊賀市から、第2号議案、子供たちの生命を守るためヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの公費助成・定期接種化を求める要望について岐阜県山県市から、第3号議案、地球温暖化対策に寄与する機器の導入に対する支援の拡充についてを愛知県春日井市から、第4号議案、若年者・新卒者雇用対策の強化について静岡県掛川市から、それぞれ提案説明があり、原案のとおり採択されました。

続いて、東海市議会議長会の平成21年度会計の決算認定、平成22年度の会計予算等々の提案説明があり、原案のとおり承認されました。

第11号議案では、平成23年度の第94回定期総会開催市が三重県の鈴鹿市で決定されました。

第12号議案では、平成22年度東海市議会議長会の役員の選任についてが提案され、本巣市が理事に選任されました。

総会終了後に平成22年度の理事会が開催され、総会で議決された4議案の要望事項の処理について協議がなされ、三重県、岐阜県、愛知県より提案された3議案を全国市議会議長会への提出議案と選定し、静岡県より提案の議案は予備議案としました。

さらに、次回以降の理事会の開催市が協議され、平成23年2月に本巣市での開催が決定しました。

次に、今年度開催当番市でありました中濃十市議会議長会を5月24日にうすずみ温泉において開催しました。道下副議長とともに出席をしました。

平成21年度中濃十市議会議長会会計歳入歳出決算について、平成22年度中濃十市議会議長会会計予算についての議案審議がなされ、原案のとおり承認されました。

次に、役員の選任についての議案審議が行われ、会長に山県市議会議長、副会長に瑞穂市議会議長、幹事に本巣市議会議長が選任されました。

可児市から電力会社のアナログテレビ受信障害補償の終了に伴う地上デジタル放送難視対策の促進について、本巣市からは改正国籍法の厳格な制度運営についてを提案しました。それぞれ採択され、取り扱いについては会長に一任されました。

次回開催市は郡上市に決定しました。

5月26日から27日にかけて東京渋谷公会堂で第86回全国市議会議長会定期総会が開催され、出席をしましたので、報告します。

初めに、永年在職議員表彰があり、2,463名の表彰者報告がありました。本巣市議会では、一般表彰15年以上で鶴飼静雄議員が、10年以上で大西徳三郎議員が表彰されました。

続いて会議に入り、一般事務及び会計の報告、七つの委員会からの報告後に部会提出議案26件、会長提出議案3件の議案審議に入りました。役員改選の提案もあり、それぞれ原案のとおり承認さ

れました。本巢市議会は評議員に選任されています。

翌27日午前中には、皇居内豊明殿において天皇陛下の拝謁がありました。

以上、報告いたします。総会での資料をごらんになりたい方は、議会事務局に保管しておりますので、申し出をお願いします。以上でございます。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

○議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

それでは、議会だより編集特別委員会から御報告申し上げます。

議会だより第26号につきましては5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところでございます。内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会が主なものとなっております。表紙には、外山小学校のパソコン教室の様子を掲載しました。2ページからは定例会で可決された意見書、議員活動日誌、議決された議案、一般質問、委員会報告の順に掲載し、最終ページには地産地消の取り組みについて掲載しました。

今回は、平成22年3月23日、4月2日、9日、15日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりにつきましては、平成22年8月1日発行予定で、今定例会の内容を主なものとし、発行をします。

以上、議会だより編集特別委員会から報告いたしました。

○議長（遠山利美君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

平成22年第2回もとす広域連合議会臨時会が5月31日の1日間の会期で開催されましたので、報告をいたします。

今臨時会に提出された議案は、条例の一部改正案3件、平成22年度の補正予算案1件で、いずれも広域連合長提出でありました。

提出された議案について、それぞれ説明をいたします。

条例の一部改正案3件については、まず一つ目がもとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、時間外勤務手当を支給すべき職員に対し、時間外勤務手当の一部支給にかわる勤務時間を休暇として充てる時間外勤務代休制度を導入するための所要の改正を行うものであります。

次に、もとす広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例については、時間外勤務代休制度の導入により、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、また活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加するため、所要の改正を行うものでした。

最後に、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告

に準拠することを基本に給与改正を行うこと、及び時間外労働の割り増し賃金率の引き上げ等に関する労働基準法の改正を踏まえ、所要の改正を行うものでした。

平成22年度補正予算1件については、一般会計の予算について補正を行うもので、一般会計で778万4,000円の増額となるものでした。

提出された議案については、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

以上でもとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（遠山利美君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、口蹄疫の防疫対策につきまして御報告を申し上げます。

口蹄疫につきましては、オセアニアと北米以外の世界じゅうで発生が見られ、国内では明治41年と平成12年に発生し、畜産物輸入の厳重な検疫を実施することにより予防されてきましたが、ことし4月20日に宮崎県で発生し、大きな問題となっております。口蹄疫の治療法につきましては特になく、発生した場合は家畜伝染病予防法に基づき、蔓延防止のため、家畜所有者による屠殺が義務づけられておまして、今回の口蹄疫の発生により、最終の処分頭数は30万頭以上と推定されております。こうした宮崎県での発生を受け、県におきましては5月19日に口蹄疫対策本部が設置されたところでございます。本県市におきましても、酪農、肉牛飼育農家5戸、709頭、養豚農家6戸、3,250頭が飼育されていることから、口蹄疫の発生予防及び蔓延防止に係る対策の推進を目的といたしまして、市長を本部長とし、部長級以上の職員を本部員とする本県市口蹄疫防疫対策本部を5月28日に設置したところでございます。今後につきましては、国・県の対応方針を基本に情報収集に努め、畜産農家への啓発、また発生時の市としての対応方法などについて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、全国豊かな海づくり大会岐阜長良川大会に係る本県市のサテライト行事につきまして御報告を申し上げます。

全国豊かな海づくり大会は、昭和56年に大分県で第1回大会が開催され、ぎふ長良川大会が第30回の節目となる大会でございまして、「清流がつなぐ未来の海づくり」をテーマに、岐阜市と関市をメイン会場として県下各市町村でサテライト行事が開催されます。本県市におきましては、「緑豊かな潤いのある里づくり」をテーマとして、子供が主役となって稚アユの放流や環境学習などを行い、森林、河川などの自然環境、水環境保全の重要性を理解していただくことを目的として、3日間にわたり三つのサテライト会場で開催いたします。あす6月11日には根尾川筋漁業協同組合事務所前の根尾川河川敷におきまして、市内八つの保育園、幼稚園、幼稚園の園児約300人が参加し、稚アユの放流を実施するほか、12日には花とほたる祭りの開催に合わせて、市内の小学生が作制した環境に関するパネル展示や地域に生息する魚を展示するとともに、13日にはNEOキャンピング

パークにおきまして、アマゴの稚魚の放流や河川清掃活動を実施いたします。今後、全国豊かな海づくり大会を契機といたしまして、水と緑の豊かな本巢市の自然環境保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、中国山西省との青少年友好交流につきまして御報告を申し上げます。

中国山西省との青少年友好交流は、国際青年年とされた昭和60年から始まり、ことしで25周年を迎えました。25年という節目を迎えたことから、交流先である山西省青年連合会から表敬訪問団を受け入れたいとの申し出を受け、5月13日から16日までの4日間、私を初め遠山議長、本巢市日中友好協会会長など7名で山西省太原市の山西省青年連合会を表敬訪問いたしました。山西省青年連合会の高鍵主席との意見交換におきまして、本巢市との交流が25周年を迎え、今後さらに文化・経済など多方面の交流に拡大したいとの申し出がございましたが、山西省と本巢市では人口規模、経済規模などが大きく異なることから、特定目的の交流拡大は難しいことをお伝えし、今後も青少年の交流を中心に進めていくことといたしました。

また、意見交換の際、山西省側から、6月ごろに親善交流訪日団を派遣し、本巢市を表敬訪問したいとの申し出があり、この訪問を受け入れるための日程調整の結果、7月6日に本巢市を表敬訪問する予定となっております。

なお、今回の訪中に当たりましては、中国青海省で発生いたしました大地震により大きな被害を受けた小・中学校へ義援金を送るため、市内小・中学校の児童・生徒が募金活動により集めました義援金20万2,140円を山西省青年連合会を通じて寄附をいたしました。首席等、中国側から大変感謝され、責任を持って被災地へお届けするというお約束があったことを申し添え、御報告いたします。

次に、西濃環境整備組合議会臨時会が4月13日に開催されましたので、御報告を申し上げます。

提出されました案件は、平成22年度西濃環境整備組合一般会計補正予算について及び西濃環境整備組合管理者の選任についての2件でございます。

平成22年度一般会計補正予算につきましては、歳入におきまして、財政調整基金繰入金549万2,000円を増額するとともに、歳出におきましては、子ども手当の支給等に伴い、じんかい処理費549万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,860万8,000円とするものでございまして、原案のとおり可決されました。

次に、西濃環境整備組合管理者の選任につきましては、西濃環境整備組合議会規約第7条の規定により組合議員の互選によるものとされており、互選の結果、大野町長 宇佐美晃三氏が選任されましたので、御報告をいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号から日程第6 報告第3号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）から日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法の不均一課税に伴う減収補てん制度を適用している中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令により適用期限の延長が行われたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、報告第1号及び第2号の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

○議長（遠山利美君）

報告第1号及び報告第2号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、初めに本巢市税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。お手元の本巢市税条例の概要の方に基づきまして御説明をさせていただきます。税条例の一部改正でございますが、概要の方と、3ページから新旧対照表をつけてございますので、見ていただきたいと思います。

それでは、お手元の本巢市税条例の一部を改正する条例の概要の方で説明させていただきますの

で、1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに改正趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴う改正でございます。

次に改正内容でございますが、本則の19条、納期限後に納付しまたは納付する税金または納入金に係る延滞金及び31条、均等割の税率でございますが、法人税法の改正に伴いまして、地方税法の条項を整備するものでございます。

次に36条の3の2でございます。個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び同条3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についてでございますが、所得税における15歳までの扶養控除の廃止に伴いまして、扶養控除が把握できなくなるわけでございます。しかしながら、個人住民税には非課税限度額制度がございますので、これを把握できるようにするための規定を設けるものでございます。

次に44条、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収についてでございます。個人住民税の公的年金から特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金所得を有する給与所得者について、公的年金所得を給与所得に合算しまして、給与所得から特別徴収をすることができる規定でございます。この規定につきましては、昨年度、年金から特別徴収をするという規定になりました。そのときに、65歳未満で給与がある方につきましては、それ以前に給与所得に合算していたわけでございますが、それが年金は年金で、給与は給与でという形になりましたので、それをもとに戻すというような規定でございます。

次に45条、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等でございます。44条の今言いました年金の特別徴収の改正に伴いましての条項を整備するものでございます。

次に48条、法人の市民税の申告納付及び50条、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続についてでございますが、法人税法の改正に伴いまして条項を整備するものでございます。

次に54条、固定資産税の納税義務者等についてでございますが、地方税法の改正によりまして地方開発事業団が廃止されたことに伴う条文の整備でございます。

次に95条、たばこ税の税率についてでございますが、平成22年10月1日から1,000本当たり3,298円を4,618円とするものでございます。ちなみに、国税につきましては1,000本当たり3,552円を5,302円、県税分は1,000本当たり1,074円を1,504円、1本当たり3.5円の税率の引き上げでございまして、例としましては、小売価格300円のもの400円になるところでございます。

次に附則の改正でございます。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例でございます。農業協同組合等が現物出資によりまして設置されます株式会社等が現物出資により取得する土地の特別土地保有税の非課税措置の廃止に伴う条項の整備でございます。

次に附則16条の2、たばこ税率の特例についてでございます。平成22年10月1日から、95条の規定にかかわらず、当分の間、旧3級品の製造たばこの税率を1,000本当たり1,564円を2,190円とするものでございます。

次に19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例についてでございます。平成24年から実施されます上場株式に係る税率の20%本則税率化に合わせまして、20歳以上の者で1人につき1年1口座で、その非課税口座を開設したときから取得対価の額の合計額が100万円を超えないものにもものに限りまして、その非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設したものでございます。

次に附則20条の4、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例及び20条の5、保険料に係る個人の市民税の課税の特例についてでございますが、法律名の改正によりまして条文を整備するものでございます。

次に適用関係でございますが、平成22年4月1日の施行日、並びに市民税、固定資産税、市たばこ税に関する経過措置と、たばこ税の手持品課税、10月1日から値上げになるわけですが、そのとき販売目的で持っておりますのを手持ち品と言いますが、その手持品課税を規定しているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

次に、報告第2号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

同条例第2条でございますが、指定区域の工業生産設備の新・増設で、取得価格の合計が10億円を超え、かつ事業の用に供した場合に増加する雇用者が50人を超えるもので、固定資産税の税率問題ですと100分の1.4でございますが、これを不均一課税としまして、初年度100分の0.7、2年度が100分の1.05、3年度が100分の1.225とすることを平成24年3月31日までとする適用期限の改正でございます。

また、不均一課税をした場合においては、当該不均一課税による減収額の一部を基準財政収入額の算定から控除しまして、地方交付税で補てんすることにより地方公共団体の負担を軽減する措置がとられているというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

報告第3号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坂井嘉徳君。

○市民環境部長（坂井嘉徳君）

それでは、本巢市国民健康保険税条例の一部改正の概要について御説明を申し上げます。

冒頭、市長の方から、改正理由につきましては御説明がありましたので、要点につきまして御説明を申し上げたいと思います。

お手元の議案説明資料の25ページからとなっております。

まず、今回の改正をお願いするものにつきましては2点ございまして、1点目につきましては課税限度額の改定でございます。特に今回につきましては、中間所得者層や低所得者層の負担軽減策として、課税限度額を引き上げるものでございます。これにつきましては、医療給付費分を50万円

に3万円の引き上げでございます。それから後期高齢者支援金分を13万円に、これを1万円引き上げるものでございます。介護給付資金につきましては改正となっております。この結果、従来は69万円が課税限度額でございましたが、73万円ということで、計4万円の限度額の引き上げとなっております。

それから2点目でございますが、これは新設ということでございますけれども、非自発的失業者の保険税負担軽減措置でございます。これにつきましては、国民健康保険の被保険者が非自発的失業者である場合において、失業から一定の期間、在職中の保険税負担と比較して過重とならないよう、保険税算定で前年の給与所得を100分の30に軽減いたすものでございます。

それから適用の関係といたしまして、施行期日につきましては平成22年4月1日でございます。ただし、附則17項及び第18項の改正規定につきましては、同年の6月1日から施行するものでございまして、資料といたしましては29ページ、30ページについております。

それから、同じく適用関係でございますが、適用区分といたしまして、改正後の本巢市の国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたします。21年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の改正については、地方税法の改正が3月31日に公布されたということによる専決でございますので、専決そのものについてはやむを得ない状況だというふうには思っておりますが、ただ、その地方税法改正の中で今回の子ども手当や、あるいは高校の授業料の無償化、そういった財源として扶養控除の廃止というのがなされてきて、その結果、収入が変わらなくても所得税、あるいは個人市民税が増税になるという結果が生じると思うんですね。たしか平成18年ごろに所得税の定率減税の半減があって、そのときに収入が変わらなくても結局増税になる。そのことによって、保育料の所得区分の変更がなされた。そのことによって若干の是正をしたという経過があります。今回も、収入が変わらなくても扶養控除の廃止によっていろんな制度における市民の負担がふえていく可能性があるというふうに思っています。こうしたことについて、国会での政府側の答弁としては、夏ごろまでに対応を考えていきたいというようなことを言っておりましたけれども、本来ならば、同時並行に提案すべきものだというふうに思っています。それは国の問題としても、市として市で独自にやっている福祉施策の中でこうした問題についてどのような対応を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

鵜飼議員の御質問でございますが、子ども手当、今1万3,000円ですので、年間に直しますと15万6,000円、これが支払われるわけでございます。先ほども申しあげましたように、扶養控除の廃止に伴いまして、例えば住民税でございますと33万が控除額でございますので、その1割、3万3,000円が減ってきますし、所得税でいきますと控除額が38万でございますので、これの5%ですと1万9,000円、合計ですと5万2,000円。子ども手当15万6,000円に対しまして、ふえる額としましては5万2,000円。また、保育料でございますが、保育料の方でこの関係によりまして聞いておりますのは、保育料は前年の所得で算定するというところでございます。このまま保育料の階層が変わりませなんだら、今の33万がなくなっていくということでございますので、前年の所得税ですと控除額38万、例えば1人ですと38万がなくなるということで、1万9,000円ふえるということによります保育料の増額は、その人の所得額とか扶養者の数によって違って来るわけでございますが、月額2,000円から1万3,000円の階層の範囲内で増額になってくると考えられます。

また、議員がおっしゃいましたように、18年のときに所得区分、要するに定率減税がなくなったことよっての所得区分の是正が行われましたように、今回も15歳以下の扶養者の廃止に伴って是正がされるのではないかというふうに思っておりますし、またそのほかの分につきましては、介護給付とか移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、これらの18歳未満の障害者の方をお持ちの方も世帯全員の市町村民税の額ということになっておりますので、これらの方も15歳以下の扶養を抱えてみえると、事業に要する費用の額に影響があると。そのほかとしまして、補装用具とか日常生活用品、これも18歳未満の障害者が見える場合においては、市町村民税の額ということですので、影響がございます。また、自立支援につきましても、額でございますので、影響がございます。あと株主等につきましても、これについて影響があると。

全体の税の負担増に伴いましての影響が、地方の分、当たるわけでございますが、影響を聞いております。それにつきましても、全国の議長会の方に提出されました議案でございますが、この中に所期の目的を達成するよう、市長さんが影響を与えないよということの要望をされましたというようなことも聞いておりますので、つけ加えてお答えとさせていただきますと思います。よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

そこで、市の独自の施策について、市としての対応というのは、先ほど保育所の保育料の例を申しあげましたけれども、そういった部分的な是正というのは同時にやっぱり考えていく必要があると思うんですが、現段階ではそこまで至っていないという状況だと思いますけれども、ぜひそのあ

たりは国に対していろんな要望をし、国としてやるべきことを主張していくことは当然ですが、同時に市としてできることは何なのかということもあわせて考えていく必要があると思うんですね。そのあたりの今後の方針をお伺いできればと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

市の今後の方針ということについてお答えを申し上げますけれども、今、総務部長の方からお話がありましたように、いずれにいたしましても、国と地方との協議の場でこれは議論される予定となっております。いずれにいたしましても、そういった結果を踏まえて、そして全国の他の市町村との兼ね合いも見ながら進めていくということでございます。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

いろいろな施策を打ち出すときは、それに対応するほかのいろんなさまざまな手だても同時にやっていくべきだというふうに思っています。今の扶養控除の廃止の問題では、負担がふえないように夏までというふうに国会では答弁されておりますけれども、先ほど申し上げたように、こうした提案を法改正をすると同時にセットで提案すべきであるというふうに思っています。

また、今回の改正の中ではたばこ税の引き上げがあります。このことについてだけ考えれば、あえて反対するものではありませんけれども、このたばこ税の値上げの理由として、国民の健康問題を主張しています。であれば、そのためにこのたばこ税を値上げしたことによる税収をどう国民の健康維持のために使っていくかという道筋が明らかにされていなければならない。けれども、それはまだこれからの話ということで、本当にその目的に合って使われていくかということに対しても非常に不安を感じざるを得ない。一方的に負担だけを押しつけてきているのではないかというふうに思わざるを得ない今回の地方税法の改正、それに伴う市税条例の改正であり、反対せざるを得ないというふうに思っています。以上です。

○議長（遠山利美君）

賛成討論はございますか。

[挙手する者あり]

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

現状において、現政権、なかなか前後しているところもありますが、しかしながら、子ども手当、そして高校生無料化等々、本当に子を持つ親にとっては大変ありがたい方法であると思っております。また、その中で当然必要になってくる税源に関しては、いろんな方法があると思いますが、そんな中で、先ほど反対討論はされましたが、随時不備な点は修正していくということですので、賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のお

り承認することに決定しました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

これも地方税法の改正に伴うものでありますが、地方税法の改正で国保に関連して三つの項目がございます。一つは、ここで先ほど説明がありましたように課税限度額の引き上げ、そして非自発的失業者に対する措置、もう1点、直接条例改正を今必要としない部分として、均等割額の是正、軽減措置というのがあります。特に今質疑を行いたいのは、この3番目に申し上げた件であります。

これまで国保税の仕組みとして、7割・5割・2割の軽減措置をとる以上、基本的には応能割と応益割が50・50というのが原則として政令でも明記をされてきました。今回の改正の中でこの条項が撤廃をされ、応益割の軽減措置をとることによって、例えば最低でも45%以上50%までの比率が必要とされていたものが、必ずしもそうではない、それぞれの自治体の裁量である程度できるようになったというふうに理解しております。もともと国保税の仕組みというのは、収入があろうとなかろうと、応益割が約50%あるということで、非常に不合理なものでありましたが、このあたりの是正が可能であるということになれば、市としてもこのことについての見解をまとめ、対応についても研究し、検討していく必要があるのではないかというふうに思っています。そのあたりについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 坂井君。

○市民環境部長（坂井嘉徳君）

今、議員御指摘の応能割、応益割の数字、これが市である程度裁量で変えることができるという御指摘がございました。この件につきましては、従前は50・50ということでもこの町村もやっておったということで、今後につきましては、他市の動向、これもつかむ必要があるだろうというふうに思いますし、当然、本巢市の国民健康保険運営協議会、あるいは議会の委員会等で協議とか検討もしていく必要かあるというふうに考えておりますので、今後の対応として、そういうような方向で本巢市に合った応益割、こういうものを目指していくといいでしょうか、研究していくということで御答弁とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

改正の概要の中で、限度額の引き上げに対して「中間所得層や低所得者の負担緩和策として」というふうに書いてあります。低所得というのは200万ぐらいだと思いますが、中間所得というところのどのくらいなんですかね。400万前後になるんですかね。そうすると、3月議会のときにも申し上げましたけれども、例えば4人家族で子ども2人というような世帯で仮に400万円にしますと、51万6,000円の国保税になる。限度額が引き上げられなければ47万円で済んだ。引き上げると、さらにそれが結局50万になるということで、中間層にとっては、限度額だけの引き上げで済んでいけば、この言われるとおりでと思うんですけども、大幅な国保税の引き上げをやった。それがまだ限度額が47万円ということで、辛うじてそこで抑えられていた。それがまた引き上げられるということで考えれば、ダブルパンチだというふうに言わざるを得ません。

ということと、先ほど言いました応能・応益の比率の裁量権が地方自治体にゆだねられたという中で、やっぱりそのこともあわせて、これから国保税のあり方について、これは3月31日に法令が出たわけですから、4月、5月とあったわけですから、その中でぜひとも考えてほしかったというふうに思いますが、まだ残念ながらこれからの課題という状況の中で、本案について賛成するわけにはいかないと。

第3番目の非自発的失業者の問題について、これは大きな前進だというふうに思っておりますので、この部分については賛成するものでありますけれども、残りの二つについては賛成できないということから、この報告については反対をしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

賛成者の発言、ありますか。

〔挙手する者あり〕

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

先ほど行政の方から応能割、それから応益割についてはよく検討して考えていく、市独自に合ったものと考えていくというふうな回答がなされました。まだ限度額を上げるについては、前回のときも話がありましたが、自然増加でこれだけ病院にかかるお年寄り等々、またみんなもそうなんです、ふえた中で自然増加があり、そしてこういう状態になっているということを思いますので、

これはいたし方ないと思います。以上です。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 報告第4号（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第7、報告第4号 専決処分の報告について（糸貫東幼稚園児の事故にかかる損害賠償）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第4号 専決処分の報告について（糸貫東幼稚園児の事故にかかる損害賠償）でございます。

平成20年10月2日に本巢市立糸貫東幼稚園におきまして、給食配ぜん時に職員と園児が接触し、園児の左ほほを挫創し、縫合するけがをした事故につきまして、相手方への損害賠償金額を決定し、和解する専決処分をしましたので、これを報告するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

○議長（遠山利美君）

報告第4号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、報告第4号の専決処分につきまして、詳細を説明したいと思います。

この案件は、被災者は本巢市石原230番地の1、間瀬梨子、当時5歳の5歳女児ということで女の子でございました。親権者は間瀬力さんでございます。

事故の概要でございます。平成20年10月2日午前11時30分ごろ、本巢市立糸貫東幼稚園におきまして、職員が食缶のふたを配ぜん台に置く際に、近くにいた当事者にふたが当たったという事故でございました。左ほほを2針縫う挫創を負ったということでございます。

その後の経緯でございますが、和解などの経緯といたしましては、傷口は7日間の通院治療ということで完治いたしました。この完治につきましては、治療したお医者さんの方から報告書をいただいております。そういった形で提出されております。また、親権者につきましては、女の子とい

うことで、後遺障害について美容整形をしたいというような申し出がございました。そういう中で、美容整形につきましては、これは後遺症の認定ということもなかなか難しいということでございました。そういったことで、この4月、最終的に1日1万円、7日間ということで7万円という損害賠償額で御理解をいただいたところでございます。そういったことで、今回、この事故に関しましては、そのほかに債権債務がないということを双方確認いたしましたので、今回、専決処分をお願いするものでございます。

この損害賠償金額7万円につきましては、全国町村会総合賠償補償保険によりまして対応をするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（遠山利美君）

報告第4号 専決処分の報告については、以上で報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

ちょっと聞きたいんですが、今の報告の中で、いいですか。

○議長（遠山利美君）

報告だけでございます。また後、全協で聞いてください。

○2番（鏑本規之君）

今のあれに対してですか。

○議長（遠山利美君）

はい。

○2番（鏑本規之君）

了解した。

日程第8 報告第5号（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第8、報告第5号 平成21年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第5号 平成21年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法の規定により、各予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

○議長（遠山利美君）

報告第5号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、報告第5号 平成21年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明をさせていただきます。

この繰越計算書につきましては、3月の定例議会におきまして、15事業の繰越明許費の設定につきまして既に御承認をいただいたものでございます。今回その繰越額が確定いたしましたので、別紙繰越計算書のとおり報告するものでございます。

では、20ページをごらんいただきまして、まず表の見方でございますが、款、項、事業名、その次の金額、この金額という欄が3月にお認めいただいた額でございます。その隣の翌年度繰越額につきましては、今回、額が確定したものでございます。その右につきましては財源内訳でございます。

それでは、事業名と翌年度繰越額につきまして報告をさせていただきます。

本庁舎改修事業4,113万4,000円、子ども手当支給準備事業210万円、観光案内看板設置事業97万3,000円、災害防除事業、根尾の83号線でございますが6,156万円、道路新設改良事業、これは温井地内でございます、今回、事業が完了したために減額をしております2,135万2,000円、道路舗装新設事業、市内全域でございますが4,185万円、西部連絡道路整備事業、これは曾井中島地内の交差点改良でございますが4,277万8,000円、須合橋の新設改良事業、かけかえでございます、5,639万5,000円、それから防災情報通信設備事業でございますが、これは全国瞬時警報システムの改修でございます484万3,000円、外山小学校耐震補強事業、これにつきましても当初設計と発注時の設計の差額を減額しております5,751万1,000円、一色小学校耐震補強事業5,065万9,000円、土貴野小学校の耐震補強事業3,587万9,000円、全天候型スポーツ施設整備事業1億3,774万9,000円、糸貫川プールのウォータースライダーの塗装事業1,143万円、糸貫川テニスコート芝張りかえ事業2,226万円ということで、以上が確定した繰越額でございますので、よろしくお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

報告第5号 平成21年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

暫時休憩します。10時30分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

午前10時07分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9 報告第6号から日程第13 報告第10号まで（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第9、報告第6号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてから日程第13、報告第10号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず報告第6号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、次に報告第7号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第8号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第9号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第10号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告5件につきましては、いずれも地方自治法の規定によるものでございますので、一括して報告をさせていただきます。

報告の5件につきましては、各事業者の経営状況を説明する書類といたしまして、平成21年度事業報告及び決算並びに平成22年度事業計画及び予算について報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、報告第6号を企画部長から、報告第7号から報告第10号までにつきましては産業建設部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠山利美君）

報告第6号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、報告第6号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

議案書の22ページの次からが説明書類でございます。1枚めくっていただきますと、21年度の土地開発公社の決算書でございます。1ページをごらんいただきたいと思います。

事業報告でございますが、(1)の総括事項の1)土地造成事業関係でございます。5月に確定測量が完了しまして、屋井工業団地の面積を確定させました。6月には県の完了検査を受けております。2)の分譲促進関係では、PR看板の設置、新聞広告、企業の情報収集を行いまして、分譲促進に努めてまいりました。企業からの問い合わせにつきましては十数件ありましたが、いまだ成約には至っていない状況でございます。

以下、理事会の議決事項、2ページには役員名簿、許認可に関する事項についての記載となっております。

おります。

3ページをごらんいただきたいと思いますが、主な業務の実績となっております。公有地取得事業につきましてはモレラ北の土地に関するものでございまして、事業費は683万103円となっております。支出の主なものにつきましては、借入金に対する支払いの利息となっております。

次の表は屋井工業団地に係るもので、事業費は5,084万1,955円、支出の主なものにつきましては、確定測量及び分筆登記の委託料並びに借入金の支払利息となっております。確定測量により面積を確定させまして、分譲地ごとに分筆登記をする前は開発中土地、分筆登記後は完成土地という名称で仕分けされますので、その内訳を括弧書きで記載してあります。

最後の表はモレラ北の公有地の賃貸事業となっております。

4ページでございますが、長期借入金の概況で、21年度末残高は32億4,424万5,599円となっております。

(2)の保有土地の明細で、上段が屋井の工業団地分、下段がモレラ北の公有地分でございます。

5ページに入りますと、収益的収入と支出の決算報告でございます。収益的収入の決算額は2,849万1,128円、収益的支出の決算は1,419万7,387円となりました。収入の主なものにつきましては、公有地の賃貸料、支出の主なものは、屋井工業団地の完成土地の支払利息や広告宣伝費となっております。

次に6ページでございますが、資本的収入及び支出の決算報告でございます。資本的収入の決算額は17億2,230万8,000円、資本的支出の決算額は17億6,825万8,308円となりました。収入は長期借入金の借りかえのための借り入れによるもの、支出の主なものは、長期借入金の元金返済や屋井工業団地の開発中土地及びモレラ北側の土地の借入利息となっております。

7ページは損益計算書となっております、一番下に記載のとおり、当期純利益は1,429万3,741円となりました。

8ページ以降につきましては、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録、以下、附属資料となっております。

17ページの次に監査意見書がつけてございます。

監査意見書の次からは平成22年度の公社の事業計画及び予算となっております。事業計画、予算とも、工業団地の2区画を分譲する見込みで作成しております。

1ページの事業計画でございますが、1の公有地取得事業につきましてはモレラ北側の公有地に係る事業費、2の土地造成事業は屋井工業団地に係る事業費で、ともに借入金の支払利息が主なものとなっております。3の造成土地の分譲につきましては、工業団地が2区画売れた場合の売却額、4の附帯等事業は公有地の賃貸収入を計上しております。

2ページ目以降が予算になっており、収益的収入は8億5,614万円、収益的支出は7億4,483万5,000円を計上しております。

3ページ目の資本的収入につきましては頭出しでございまして、資本的支出につきましては8億776万9,000円で、主に分譲できた場合の長期借入金の繰り上げ償還金となっております。

4ページ以下につきましては、予算の実施計画説明書、あるいは21年度の確定前と22年度の予定の損益計算書と貸借対照表でございます。

いずれにしましても、屋井工業団地につきましては、今後も市の企業誘致推進室、県の企業誘致課等々との連携を図りながら早期分譲に努めていく方針でございますので、よろしくお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

報告第7号から報告第10号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

それでは、報告第7号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんください。法人の概況として、設立年月日、寄附行為に定める目的、寄附行為に定める事業内容、所管官庁に関する事項、役員等に関する事項が記載されております。

2ページには職員に関する事項が記載されております。

2ページから3ページとなりますが、事業の状況としまして、野菜栽培講習会が4回開催されております。

3ページのイベントの開催につきましては、秋の感謝祭を開催し、推定1万3,000人ほどの来場者がありました。

4ページから5ページとなりますが、春の特別感謝祭、うすずみ街道感謝イベント、イベントそば打ち体験、イベント絵付け大会を2回開催され、またマイカー点検整備推進運動実施イベントが行われました。

5ページから6ページにつきましては、理事会、評議員会の開催状況が記載されております。

8ページにつきましては、収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移であります。平成21年度の枠内をごらんいただきたいと思います。前期繰越収支差額392万8,000円に当期収支差額553万6,000円を加えまして、次期繰越収支差額は946万4,000円となっております。資産合計につきましては1億7,264万9,000円となっております。負債合計3,511万4,000円を差し引きまして、正味財産は1億3,753万5,000円となっております。

9ページから10ページにつきましては、部門別売上月計表と月別利用者数のそれぞれ前年度比較が記載されております。

11ページから28ページまでには決算報告であります。貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、収支計算書、収支計算書に対する注記、監査報告書となっております。

29ページ以降は平成22年度の事業計画並びに収支予算でありまして、予算総額は1億4,030万3,000円とし、地域の産業振興を図りながら、都市と山村との交流を促進し、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献する方針となっております。

以上、財団法人織部の里もとの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第8号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページから5ページにつきましては、うすずみ温泉を取り巻く状況、それに対する主な取り組みが記載されております。社会全体では相変わらず厳しい経済環境であり、利用者数の減少が続いており、温泉館、ホテル館、陶芸工房、総務管理部門につきましては、収支改善のため、多様な取り組みが行われております。

6ページから8ページにつきましては、理事会、評議員会の開催状況が記載されております。

8ページの中段の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移であります。21年度の枠内をごらんいただきたいと思います。前期繰越収支差額マイナス451万4,000円に当期収支差額マイナス284万1,000円を加えまして、次期繰越収支差額はマイナス735万5,000円となっております。資産合計につきましては6,737万3,000円となっております。負債合計2,462万円を差し引きまして、正味財産は4,275万2,000円となっております。

8ページ後段から9ページは役職員及び職員の異動を、10ページはイベントの開催状況が記載されております。

11ページから17ページまでは決算報告でありまして、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書となっております。

18ページから26ページまでは平成22年度の事業計画並びに収支予算書であります。地域振興アドバイザー派遣事業による専門家からの指導内容を着実に実行するとともに、“四季に出会える滞在型温泉施設 うすずみ温泉『四季彩館』”として、職員の気持ちを一つにした取り組みを継続し、プロジェクトチームを初めとする企画提案や、ふるさと雇用再生特別交付金事業による企画開発プランナーが地元に着した自然・歴史・文化財産を活用した企画提案を行うことにより、より多くのお客様に楽しんでいただけるよう、他の温泉施設との差別化を図り、うすずみ温泉の利用客の増加並びに収益の改善を目指し、収入支出それぞれ2億2,674万8,000円の予算とし、観光の振興と市民の生活・文化及び地域経済の向上発展に寄与する目的となっております。

以上、財団法人NEO桜交流ランドの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第9号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんいただきたいと思います。21年度の年間延べ利用者数は1万5,608人でございます。当期収入の合計につきましては5,152万8,576円でございます。当期収支差額87万9,048円の黒字となっております。

2ページから4ページが年間のイベント、広報、支援事業、講習会参加、ホームページアクセス

件数対比等の活動内容となっております。

5ページから6ページにつきましては、理事会、評議員会の開催状況及び役員等に関する事項が記載されております。

7ページをごらんいただきたいと思います。収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移であります。21年度の枠内をごらんいただきたいと思います。前期繰越収支差額2,120万6,617円に当期収支差額87万4,625円を加えまして、次期繰越収支差額は2,208万1,242円となっております。資産合計につきましては7,792万4,610円となっております。負債合計263万6,117円を差し引きまして、正味財産は7,528万8,493円となっております。

8ページは事業収入及び利用者の状況が記載されております。

9ページから17ページまでは決算報告でありまして、先ほど7ページで説明させていただきました件について、詳細に貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録、計算書類の注記、監査報告書となっております。

18ページから22ページまでは、平成22年度の事業計画並びに収支予算について記載されております。事業計画におきましては、今年度より市内小学校の野外体験宿泊研修として新規利用が始まることから、今後、団体利用や平日の利用促進を図るため、各種学校等の野外体験宿泊施設としての施設整備や環境づくりを行うこととし、オートキャンプサイトの年間稼働率10%を目標に定め、イベント事業の推進及び閑散期の利用促進、新公益法人制度への対応等を重点目標に定め、収入支出それぞれ5,160万円の予算とし、年間イベントを企画実行することを初め、広報活動の充実等を行い、魅力ある施設づくりに資する方針となっております。

以上、財団法人NEOふるさと財団の補足説明とさせていただきます。

引き続き、報告第10号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんいただきたいと思います。営業の経過及び成果ですが、世界的な不況、景気の悪化、外部環境の変化、雇用問題、年金問題、気象状況などにより厳しい状況において、「新しい価値を創造し、最高の特産品とサービスによりお客様に喜びと感動を与え続けます」というビジョンのもとに、根尾産ニンニクの加工食品づくりに取り組み、新商品を開発されております。当期の業績につきましては、売上高6,170万8,000円で、当期純利益はマイナス84万4,000円、その結果、当期末の利益剰余金は598万2,000円となっております。

3ページから4ページは会社の概況、取締役及び監査役名、売上分析が記載されております。

5ページは取締役会、株主総会の開催内容であります。

6ページから12ページは決算報告でありまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告書となっております。

6ページの貸借対照表をごらんいただきますと、資産合計は2,508万9,466円で、負債合計につきましては910万7,603円、純資産合計は1,598万1,863円であります。

13ページ以降は、平成22年度の事業計画並びに収支予算につきまして記載されております。13ペ

ージの事業指針及び経営指針では、特産品づくりを通じて、農林産業の振興、商業及び観光産業の活性化、活力あるまちづくりを推進し、お客様重点主義で顧客満足度100%を目標に掲げられております。

16ページでは、今後の対策として、特産品の研究・開発・商品化、労務管理による人材育成及び生産性の向上、新規顧客の開拓や新規商品の導入等の販売戦略、さらなるコストの削減に取り組む方針となっております。

19ページとなりますが、収支予算については6,500万円となっております。

以上、株式会社うすずみ特産の補足とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

報告第7号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第8号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第9号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第10号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

日程第14 議案第31号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第14 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

議案第31号につきましては、私の母親に関する案件でございまして、利害関係が生じますため、地方自治法の規定によりまして除斥の対象となります。よって、退席をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

本案につきましては、黒田芳弘君は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、退場を求めます。

〔3番 黒田芳弘君退場〕

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員のうち大堀洋子さん、今西良信さん、黒田妙子さんの任期が平成22年9月30日付で満了となるため、後任委員の候補者を推薦するに当たり、引き続いて根尾松田603番地の黒田妙子さん、温井28番地4の今西良信さん、根尾大井1101番地の黒田妙子さんを推薦することについて、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

黒田芳弘君の入場を許可します。

〔3番 黒田芳弘君入場〕

日程第15 議案第32号及び日程第16 議案第33号（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第15、議案第32号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第16、議案第33号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第32号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児等を行う職員の勤務条件につきまして必要な改正を行うものでございます。

次に議案第33号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてござい

ます。

議案第32号と同じく、地方公務員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、育児休業等に関する制度について必要な改正を行うものでございます。

以上、議案第32号及び議案第33号の詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

○議長（遠山利美君）

議案第32号及び議案第33号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、企画部長に補足説明を求めます。

日程第17 議案第34号及び日程第18 議案第35号（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第17、議案第34号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例について及び日程第18、議案第35号 本巢市地区計画等の案の作成手続に関する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第34号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例についてでございます。

都市計画区域内の用途地域の指定のない区域におきまして、地域特性に応じた土地利用を促すため、建築基準法第49条の2の規定による特定用途制限地域における建築物等の制限を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に議案第35号 本巢市地区計画等の案の作成手続に関する条例についてでございます。

地区計画等の円滑な策定及び運用を図るため、都市計画法第16条第2項の規定により、地区計画等の案の提示方法及び土地所有者等の利害関係者の意見の提出方法を定めるため、条例を制定するものでございます。

以上、議案第34号及び議案第35号の詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（遠山利美君）

議案第34号及び議案第35号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、産業建設部長に補足説明を求めます。

日程第19 議案第36号及び日程第20 議案第37号（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第19、議案第36号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について及び日程第20、議案第

37号 本県市民俗資料館条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第36号 本県市立公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

地籍調査事業により地番の整理を行ったことに伴い、土貴野ばら公園の位置を本県市七五三697番地から本県市七五三697番地1に改正するものでございます。

次に議案第37号 本県市民俗資料館条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第36号と同じく、地籍調査事業により地番の整理を行ったことに伴い、糸貫民俗資料館の位置を本県市七五三676番地1から本県市七五三672番地4に改正するものでございます。

日程第21 議案第38号（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第21、議案第38号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第38号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。土地区画整理事業に伴う不要路線の廃止及び同事業により整備された路線の認定並びに道路整備に伴う路線の認定をする必要がありますので、道路法の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（遠山利美君）

議案第38号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

議案第38号 市道路線の廃止及び認定について補足説明をさせていただきます。

議案説明資料の51ページの方でございますが、ごらんいただきたいと思います。廃止につきましては1路線、認定については6路線をお願いするものでございます。

次に、52ページの資料となりますが、図面の方をお願いいたします。高砂東部土地区画整理事業に伴い不要となりました市道を廃止し、同事業により整備された路線を市道として認定をお願いするもので、点線につきましては廃止する路線、実線につきましては認定する路線となります。

次に53ページとなりますが、高屋地内におきまして用地の寄附申し出がありましたので、市道として整備すべきものとしまして、認定のほどをお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

日程第22 議案第39号及び日程第23 議案第40号（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第22、議案第39号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について及び日程第23、議案第40号 平成22年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第39号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,622万8,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、緊急雇用創出事業補助金及び消防団員退職報償金の増額が主なものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、特別養護老人ホーム建設に対する補助金、イチゴ栽培施設の整備に対する経営体育成交付金及び消防団員の退職報償金の増額、また人事異動に伴う人件費の組み替え等が主な内容でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

次に議案第40号 平成22年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入支出それぞれ1,000万円を増額するものでございまして、人事異動に伴う人件費の増が主なものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入に200万円、支出に210万円の増額補正をお願いするものでございます。

収入につきましては、配水設備拡張工事に係る企業債の増額、支出につきましては、配水管改良工事に係る委託料、工事費の増額でございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上ですべての議案の提案をさせていただきましたが、よろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（遠山利美君）

議案第39号及び議案第40号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長及び上下水道部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第39号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第40号 平成22年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第24 議員派遣について

○議長（遠山利美君）

日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巢市議会会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣するこ
とに決定しました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

6月14日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

